

件名

高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）の一部を次のように改正し、令和四年六月十七日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定める。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六   ジャパンネクスト証券株式会社</p> <p>七   C b o e ジャパン株式会社</p> <p>八   大阪デジタルエクステンジ株式会社</p>	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六   S B I ジャパンネクスト証券株式会社</p> <p>七   チャイエックス・ジャパン株式会社</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	